

松本都市計画区域区分の変更案を縦覧に供します

松本都市計画区域区分の変更案について、都市計画法の規定に基づき以下のとおり縦覧に供しますので、ご意見のある方は意見書の提出をお願いします。

1 縦覧期間

令和7年6月13日(金)～6月26日(木)

※土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課

長野市大字南長野字幅下692-2

(TEL:026-235-7297)

松本市役所建設部都市計画課

松本市丸の内3-7

(TEL:0263-34-3251)

長野県松本建設事務所計画調査課

松本市島立1020

(TEL:0263-40-1964)

松本市和田地区地域づくりセンター

松本市大字和田2240番地31

(TEL:0263-48-5445)

3 ご意見をお聴きする都市計画案の内容

松本都市計画区域区分の変更【長野県決定】

<都市計画の流れ>

4 意見書の提出

◆意見書の提出期間

令和7年6月13日(金)

～6月26日(木)

◆意見書の提出、問合せ先

上記2の縦覧場所と同じ

◆意見書提出に係る留意事項

- 意見書を提出される方は、縦覧場所又は県ホームページにある意見書(様式)に住所、氏名等の必要事項及び意見の概要を記入し、押印の上、意見書の提出期間内に持参又は郵送により提出してください。(持参の場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限りです。)
- ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- 提出された意見書の要旨は、縦覧後に行われる「長野県都市計画審議会」に資料として提出します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。

※詳細については、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html>



確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 都市・まちづくり課
都市計画係 塩川、橋本

電話 026-235-7297

内線 3357、3358

電子メール toshi-machi@pref.nagano.lg.jp